

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部長
(公印省略)

東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金
の利率等の特例に関する規程の制定等について (通知)

このことについて、別添写しのとおり制定されましたのでお知らせします。

つきましては、この規程の実施に伴う事務取扱については、下記のとおりとなりますので、貴所属組合員に対し周知願います。

記

1 制度の概要

激甚災害による住宅災害貸付けのうち東日本大震災に係るもの(以下「特例住宅災害貸付け」
という。)及び平成23年3月11日において住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元利
金を有する者のうち、東日本大震災により当該貸付けに係る住宅等において、5分の1以上又
はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け(以下「特例の既
住宅貸付け等」という。)に係るものの貸付金の利率及び償還方法等に関する特例が定められま
した。

(1)対象地域

東日本大震災等の発生に伴い、災害救助法が適用された市町村(宮城県内全域)

(2)適用条件

- ① 東日本大震災等により、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分
の1以上又はこれと同程度の損害を受けていること。
- ② 組合員が宮城支部に対して、所定の申出手続を行うこと。
(申出がない場合は適用になりませんので、御注意願います。)

2 貸付の条件等

(1)特例住宅災害貸付け

イ 特例の償還猶予

借受人が「特例住宅災害貸付け」申し込みの際に、同時に元金の償還猶予の申し出を
したときは、5年を限度として猶予することができる。

元金の償還猶予とは、償還猶予期間中、償還猶予申出時点の貸付残高に応じた利息
のみを返済していただく制度です。

償還猶予を希望した場合は、償還猶予を希望しなかった場合と比べて、利息分だけ負
担が増えることとなります。

※償還猶予の申し込みについては、「特例住宅災害貸付け」申し込み時のみ可能です。

ロ 貸付利率

【表1】

	利率 (A)	保険料充当金率 (B)	実質利率 (A)+(B)
償還猶予期間中	年1.00%	年0.06%	年1.06%
償還猶予期間終了後	年1.22%	年0.06%	年1.28%

※償還猶予を希望しない場合の貸付利率は、償還猶予期間終了後の貸付利率と同率となります。

ハ 償還回数

「特例住宅災害貸付け」の貸付日の属する月の翌月から360回以内とする。

ただし特例の償還猶予を希望した場合の償還回数は420回以内とし、償還猶予期間終了後は360回以内とする。

二 貸付限度額

1,900万円【注1】【注2】

現在、「住宅貸付け」「住宅災害貸付け」を受けている組合員は、「借替え」又は「別貸付け」を選択することができます。

具体的には、「借替え」希望者は申込額から未償還元金を差し引いた額が、「別貸付け」希望者は既貸付けの未償還元金を申込額から差し引かない金額が送金されます。

ホ 申込締切 毎月15日必着 30日送金

毎月30日必着 翌月15日送金

(貸付日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日となります。)

ヘ 提出書類 ①従来の「住宅・住宅災害貸付申込書」及び添付書類

②特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅貸付け等に係る償還猶予等
申出書(様式第3号の4) ※償還猶予希望者のみ

③被災の事実を証明することのできる書類

【注1】貸付限度額の算定方法

次のいずれか高い方の額

A 給料月額(教職調整額及び給料の調整額を含む)に次の組合員期間に応じた月数を乗じた額の2倍

組合員期間	月数
3年未満	10カ月
3年以上5年未満	15カ月
5年以上10年未満	25カ月
10年以上20年未満	35カ月
20年以上	45カ月

B 申込の際に、自己都合で退職したと仮定した場合に受けることができる退職手当の額の2倍

【注2】次に該当する場合は貸付けを受けることができません。

- ・毎月償還の1回あたりの償還額が給料月額の10分の3を超える場合。
- ・ボーナス償還の1回あたりの償還額が給料月額の10分の6を超える場合。
- ・年間の償還額が給料月額の4.8倍を超える場合。

(2) 特例の既住宅貸付け等

イ 特例の償還猶予

借受人が申し出をしたときは、「特例の既住宅貸付け等」に係る元金の償還について、5年を限度として猶予することができる。

元金の償還猶予とは、償還猶予期間中、償還猶予申出時点の貸付残高に応じた利息のみを返済していただく制度です。

償還猶予を希望した場合は、償還猶予を希望しなかった場合と比べて、利息分だけ負担が増えることになります。

ロ 貸付利率の低減の申出

借受人が申し出をしたときは、「特例の既住宅貸付け等」に係る利率の低減を受けることができる。

ハ 貸付利率

【表2】

貸付の種類	利率 (A)	保険料充当金率 (B)	実質利率 (A)+(B)
償還中の貸付けが住宅貸付けの場合	年1.66%	年0.06%	年1.72%
償還中の貸付けが住宅災害貸付けの場合	年1.22%	年0.06%	年1.28%

※償還中の貸付けの貸付年月日が平成19年3月以前の場合には、Aの利率が実質利率となります。

※償還猶予期間中の貸付利率も同率となります。

ニ 申込締切 毎月25日必着

ホ 提出書類 ①特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅貸付け等に係る償還猶予等
申出書(様式第3号の4)

②被災の事実を証明することのできる書類

(3) 償還猶予期間の変更

「特例住宅災害貸付け」及び「特例の既住宅貸付け等」の償還猶予の変更(短縮または延長)については、一回限り可能です。

償還猶予の延長を希望した場合は、猶予開始日から起算して5年に達する月までです。

3 その他

「災害貸付け」の申込期限については、平成23年4月20日付け公立宮城第118号で「り災後3カ月以内」と通知したところですが、申込期間を延長し、「平成24年3月31日まで」としましたのでお知らせします。

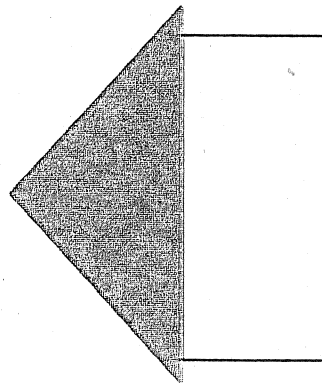
公立学校共済組合宮城支部

経営管理班 小嶋・宗像

TEL 022-211-3673

FAX 022-211-3695

参考：被災時の住宅災害貸付けの流れ



居住している住居が被災

Q1 貸付現在、返済中の住宅貸付け又は住宅災害貸付けがありますか。

ある

ない

Q2 住宅再建のための資金が必要ですか。

不必要

必要

申出により返済中の貸付けに係る貸付利率の低減の適用を受けられます。

どちらの場合もご希望により最長5年間元金の返済猶予を受けられます。

住宅災害貸付けの申込みにより通常の住宅災害貸付けより・低い貸付利率で貸付けを受けられます。

東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程

平成 23 年 6 月 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立学校共済組合貸付規程（昭和 38 年 3 月 1 日制定。以下「貸付規程」という。）第 16 条第 7 項に規定する激甚災害による住宅災害貸付けのうち東日本大震災に係るもの（以下「特例住宅災害貸付け」という。）及び平成 23 年 3 月 11 日において貸付規程に基づく住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る未償還元利金を有する者のうち、東日本大震災により同項に規定する地域において、当該住宅貸付け又は住宅災害貸付けに係る住宅又は住宅の敷地が 5 分の 1 以上又はこれと同程度の損害を受けた者に係る当該住宅貸付け又は住宅災害貸付け（以下「特例の既住宅貸付け等」という。）に係る貸付金の利率及び償還方法等に関する特例を定めるものとする。

(特例住宅災害貸付けに関する特例)

第 2 条 特例住宅災害貸付けを受けようとする者が申出をしたときは、当該貸付けに係る貸付金を交付した日の属する月（以下「貸付月」という。）の翌月から 60 月に達するまでを限度として、当該貸付金の元金の償還を猶予する。この場合において、当該猶予した期間（以下「償還猶予期間」という。）に係る利息は、貸付月の翌月から毎月償還するものとする。

2 前項の規定により貸付金の元金の償還を猶予した者に係る特例住宅災害貸付けの償還回数は、貸付月の翌月から 420 回以内とする。ただし、当該貸付金の元金の償還猶予期間が終了した月の翌月以後の償還回数は、360 回以内とする。

第 3 条 特例住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、1 月につき、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める年利率を 1 月当たり換算した率とする。

(1) 償還猶予期間 1.33 パーセント

(2) 償還猶予期間が終了した月（償還猶予期間がない者にあつては、貸付月）の翌月から償還が完了する月までの期間 2.63 パーセント

第 4 条 支部長は、特例の既住宅貸付け等の借受人に対して、特例住宅災害貸付けを行う場合には、当該特例の既住宅貸付け等の未償還元金を当該特例住宅災害貸付けの貸付金の額から差し引かないで行うことができる。

(特例の既住宅貸付け等に関する特例)

第 5 条 特例の既住宅貸付け等の借受人が申出をしたときは、当該申出のあった日の属する月（以下「申出月」という。）の翌月から 60 月に達するまでを限度として、当該特例の既住宅貸付け等に係る未償還元金の償還を猶予する。この場合において、当該償還猶予期間に係る利息は、申出月の翌月から毎月償還するものとする。

第 6 条 前条の申出をした場合における特例の既住宅貸付け等に係る貸付金の利率は、

1月につき、次の各号に掲げる貸付種別ごとに当該各号に定める年利率を1月当りに換算した率とする。

(1) 住宅貸付け 3.36パーセント

(2) 住宅災害貸付け 2.63パーセント

2 特例の既住宅貸付け等の借受人で、前条の償還猶予の適用を受けなかった者が申出をしたときは、当該貸付金の利率は、前項各号に定める年利率を1月当りに換算した率とする。

(細則の制定)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項については、別に定める。

附 則

- この規程は、平成23年6月2日（以下「実施日」という。）から実施し、同年3月11日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 実施日前に貸付規程第16条第7項に基づき行われた激甚災害による住宅災害貸付けで、特例住宅災害貸付けに該当するものに係る利率及び償還方法等については、この規程中の相当する規定に基づくものとみなす。
- 適用日から財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.1パーセントを下回っている間における第3条各号及び第6条第1項各号に定める利率は、これらの規定にかかわらず、附則別表に定める利率とする。

附則別表（附則第3項関係）

区 分	財政融資資金利率	
	年2.4%以下	年2.4%を超え年4.1%未満
第3条第1号に定める利率	年1.0%	年1.0%
第3条第2号及び第6条第1項第2号に定める利率	財政融資資金利率が改定された場合においては、当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下この表において「理事長が定める日」という。）から、年1.22%	毎年1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日（以下この表において「基準日」という。）における財政融資資金利率に0.26を加えて12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入した利率）から1.0%を控除して得た利率
第6条第1項第1号に定める利率	理事長が定める日から、年1.66%	基準日における財政融資資金利率に0.26%を加えた利率から1.0%を控除して得た利率

特例住宅災害貸付け及び特例の既住宅貸付け等 に係る償還猶予等申出書（特例の猶予等申出書）

申 出 事 由 (該当する番号を○で囲む)	1. 第2条第1項 (元金の猶予)	2. 第 5 条 (元金の猶予)	3. 第6条第2項 (利率の低減)
貸 付 種 別 (該当する番号を○で囲む)	特例住宅災害貸付け	(特例の既住宅貸付け等) 住 宅 貸 付 け 住 宅 災 害 貸 付 け	(特例の既住宅貸付け等) 住 宅 貸 付 け 住 宅 災 害 貸 付 け
猶 予 等 の 期 間	償還開始月から60月の 範囲内で希望する期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	申出日の属する月の翌月 から60月の範囲内で希 望する期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	申出日の属する月の翌月 から償還の終了する期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
特 例 事 項	利率は、年1.06%	償還期間は猶予期間分だ け延長となる。 利率は、下記のとおり。 住宅貸付け 年1.66% 住宅災害貸付け 年1.22% ※2	利率は、下記のとおり。 住宅貸付け 年1.66% 住宅災害貸付け 年1.22% ※2

※1 利率は、財政融資資金利率が2.4%以下の場合における利率である。

※2 当初の住宅貸付け又は住宅災害貸付けが平成19年4月1日以降の貸付け（借替えを
含む。）については、上記の貸付利率に、貸付金保険料充当金率として、期間1月につき年
0.06%を加算した利率とする。

「東日本大震災に伴う住宅災害貸付けに係る貸付金の利率等の特例に関する規程」に基づい
て、「特例住宅災害貸付け」の元金の償還猶予又は「特例の既住宅貸付け等」の元金の償還猶
予若しくは利率の低減を希望しますので、り災証明書を添えて上記のとおり申し出ます。

公立学校共済組合宮城支部長 殿

平成 年 月 日

申出者	所 属 所 名	TEL
	現 住 所	TEL
	職 名	
	氏 名	印

